第7回 通信政策特別委員会 事務局説明資料

# これまでの会合の主な意見

2023年10月19日 総務省 総合通信基盤局

# 第6回会合の主な意見

#### ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供手段

- ・ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供手段としては、将来の技術革新やコスト面も考慮し、光ファイバだけでなく、モバイル、 NTNも検討すべき。(岡田委員、オプテージ、STNet)
- ・日本がデジタル経済の可能性を十分に発揮するには**ユニバーサルサービスを確保することが非常に重要**であり、光ファイバのインフラ 維持のためのラストリゾート義務の適用を検討しつつ、**無線や衛星システムなどの新技術の導入に備える必要**がある。(ACCJ)
- ・ブロードバンドのユニバーサルサービスとして、モバイルやNTNは**技術革新に合わせて活用すれば良い**が、**現時点でNTNは海外の** サービスしかない。(藤井委員)
- ・現時点でモバイルは**速度が担保されない**が、今後**どれくらいの水準で問題ないとするか議論**することに加え、**条件不利地域で安定的に接続するための技術開発**を進めることが必要である。(藤井委員)

#### 公正競争確保の在り方

- ・設備競争もサービス競争の重要な一部を成すものであり、設備競争の維持を念頭に制度設計が必要。(ォプテージ、STNet)
- ・NTT東西の固定アクセス網を分離してインフラ会社を設立すると、設備競争が減退する可能性がある。(ォプテージ、STNet)
- ・NTT東西が統合されると、NTTの競争力が更に高まり、設備競争は抑制され、競争事業者淘汰の可能性がある。(オプテージ、STNet)
- ・設備競争が抑制された場合、複数事業者による設備提供が失われ、**災害等で回線が断線した場合のバックアップが確保できなくなる**。(ォプテージ)
- ・NTT東西の業務範囲の見直しにおいては、旧国営企業と民間企業との間で平等な競争条件が確保されることが重要。(ACCJ)
- ・業務範囲の見直しによりNTTグループの**商材を活用した一体営業等が可能になると、公正競争阻害のおそれ**がある。(ォプテージ)
- ・上位レイヤーに対する規制要件は、必要以上のものを設けるべきではない。(ACCJ)

#### 研究開発責務

・NTTの研究成果の開示責務が緩和されることでグローバル企業がNTTと新たに提携を結ぶきつかけとなる可能性がある。
(ACCJ)

# これまでの会合の主な意見①

# 視点

# 主な意見

#### 【一定の方向性が確認された事項】

#### 【電話(固定電話・公衆電話)のあまねく責務】

- これまでも技術革新を踏まえた制度改正に取り組んできたが、**固定電話中心からブロードバンドを軸としたユニバーサルサービスへの** 見直しが必要。
  - 電話のユニバーサルサービスの責務について時代に即した見直しが必要。(NTT、ソフトバンク)
  - 電話(メタル→光ファイバ)のあまねく義務の撤廃は、公益性の高い通信確保に支障をきたすことに留意。(KDDI)
  - IP電話も含めた**固定電話**(約6千万世帯)や**公衆電話**に一**定のニーズ**があることにも留意。(長田委員、相田主査代理)

#### 【ブロードバンドのあまねく責務】

- ブロードバンドの提供主体として、**ラストリゾートの確保が課題**。確保方法としては、**NTT東西がその役割を担うことや、国が何らかの** 指定を行うこと等を検討すべき。
  - 「光ファイバ」の全国提供義務は必要。(ソフトバンク、KDDI)
  - ブロードバンドの整備において、NTTがラストリゾート青務を担うことに賛成。(町村会、高知県、稚内市、CATV連盟等)
  - ブロードバンドの未整備地域の解消等についてNTTが公共的な役割を果たすことを強く期待している。(知事会)
  - ブロードバンドのあまねく提供には、**公共性のある民間事業者であるNTTの協力が不可欠**。(市長会)
  - ブロードバンドのあまねく提供について、他事業者も排除しないが **NTTでないと現実的には難しい**。(町村会、高知県、長崎県)
  - NTT東西のシェアが低い地域の扱いやモバイルをどう組み込むのか等の課題が整理され、電気通信事業法の中でコストがカ **バーされる制度ができる**のであれば、**ラストリゾートの義務を負ってもよい**と考えている。(NTT)
- 不採算地域でのサービス提供の確保のためには、技術革新、サービス品質等を考慮した上で、モバイルやNTNなど無線技術の活用の検討 が必要。
  - **ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)**をブロードバンドのユニバーサルサービスの対象として検討すべき。(岡田委員)
  - ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供手段としては、将来の技術革新やコスト面も考慮し、光ファイバだけでなく、モバイル、 NTNも検討すべき。(岡田委員、オプテージ、STNet)
  - ブロードバンドのユニバーサルサービスとして、NTNやモバイルは技術革新に合わせて活用すれば良いが、現時点でNTNは海外の サービスしかなく、モバイルは速度が担保されていない。モバイルについては、今後、求められる水準を議論することと、条件不利地、 域で**安定的に接続するための技術開発が必要**。(藤井委員)

#### 【制度見直しの留意事項】

- **責務の廃止と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ**、国民にとっての不安や不利益につながる。
  - 規律の廃止と新設を一体的に進め、責務の制度的な継続を担保することに留意されたい。(離島振興協議会、高知県)

#### 【その他】

#### 【制度見直しの留意事項】

特定の事業者に退出を禁じるあまねく普及責務を参入・退出が自由の電気通信事業法に規定することは、法律の枠組みとして課 題あり。(林委員)

# 「全国に届

# これまでの会合の主な意見②

# 視点

# 主な意見

#### 【一定の方向性が確認された事項】

- IP化の進展による県内・県間の概念の希薄化を踏まえ、県内通信を本来業務とするNTT東西の業務範囲は、見直しが必要。
  - NTT東西の業務範囲を県内に限定する規制は意義が薄れてきている。(NTT、ソフトバンク)
- NTT東西の業務範囲の見直しに当たっては、移動通信事業など**公正競争に重大な影響を及ぼす業務を除くことについて検討が必要。** 
  - NTT東西とドコモの合併は考えていない。NTT東西の統合も選択肢となる見直しを希望。 (NTT)
  - 公正競争上の観点から、移動体やISP等への進出を妨げる業務範囲規制は引き続き必要。(ソフトバンク、KDDI、オプテージ)
  - NTT東西とドコモの統合等による独占力を通じた競争事業者の排除を懸念。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、JCOM、オプテージ)
  - NTT東西が統合されると、NTTの競争力が更に高まり、設備競争は抑制され、競争事業者淘汰の可能性がある。(オプテージ、STNet)
  - 地域産業の活性化等に向け、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。(NTT)
  - 業務範囲の見直しによりNTTグループの**商材を活用した一体営業等が可能になると、公正競争阻害のおそれ**がある。(オプテージ)
  - NTT東西の業務範囲の見直しにおいては、旧国営企業と民間企業との間で平等な競争条件が確保されることが重要。(ACCJ)

#### 【制度見直しの留意事項】

制度見直しは、規律の廃止と新設を同時に進めないと空白が生じ、公正競争上の問題が大きい。(林季員)

#### 【その他】

#### 【アクセス部門の分離】

- 公下競争確保の規定はあるが、ボトルネック設備の独占的な所有に伴う整備・運用の懸念がある。(ソフトバンク)
- 完全民営化等するのであれば、その前に特別な資産を保有するアクセス部門の資本分離が不可欠。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)
- NTT東西の固定アクセス網を分離し、インフラ会社を設立すると、設備競争が減退する可能性がある。(オプテージ、STNet)

#### 【NTTグループの在り方】

- 独占回帰は常にけん制すべきで、NTTの在り方は定期的な検証・見直しが必要。(KDDI)
- 電気通信事業法にはNTTのグループ内再編について事前審査する仕組みがなく、独禁法の企業結合審査の対象外であるため、同法とNTT法の両方 で公正競争確保を図る必要あり。(林委員)

#### 【NTT持株の業務範囲】

NTT持株が自ら事業を行うスキームも選択可能となるよう、業務範囲規制の見直しを希望。(NTT)

#### 【電気通信事業法の規律等】

- 組織を規律するNTT法と取引条件を規律する電気通信事業法の両輪で公正競争を確保。(KDDI)
- 電話時代の規制廃止、卸の規律は必要最小限、ドコモの禁止行為規制の撤廃等を希望。(NTT)
- 上位レイヤーに対する規制要件は、必要以上のものを設けるべきではない。(ACCI)

# これまでの会合の主な意見③

# 視点

# 主な意見

### 【一定の方向性が確認された事項】

- グローバル競争を踏まえ、イノベーションを促進し、国際競争力の強化を図る観点から、研究成果の普及の **責務については、原則開示の運用の見直しが必要。** 
  - ▶ IOWN等をパートナーと展開していく上で、経済安保・国際競争力の課題があるため、研究開発の推 進·普及責務の見直しが必要。開示義務により国際展開に影響が出ることを懸念。(NTT)
  - ▶ 研究成果の開示義務は時代にそぐわない。NTTに限らない研究開発投資の促進(税制の拡充等)が必 要。(ソフトバンク)
  - ➤ 研究成果の開示・非開示はNTTが自主的に判断しており、運用の見直しで対応可能。(KDDI)
  - NTTの研究成果の開示責務が緩和されることでグローバル企業がNTTと新たに提携を結ぶきっかけ となる可能性がある。(ACCJ)

# 【その他】

#### 【研究開発の推進の責務】

研究所を縮小して**基礎研究ができず、応用研究にも進めない企業が多数**ある等の課題を踏まえ、**研究の** 推進の青務については、イノベーション促進の観点から検討すべき。(相田委員、藤井委員)

#### 【国際展開】

- 海外事業はNTTデータに寄せており、同社の国際展開についてはNTT法とは関係ない。(NTT)
- 通信事業者とプラットフォーマーには事業構造に差異があり、比較は適切でなく、NTTの規制を緩和・NTTの みを後押しすることでGAFAMに対抗できるようになるとの議論は正しくないのではないか。 (ソフトバンク)

# 国際競争力

(注) NTTへの国の関与の在り方(政府保有義務等の各種担保措置)については、業務・責務の整理を踏まえた上で検討。

# これまでの会合の主な意見4

# 主な意見

## 【一定の方向性が確認された事項】

- NTT法の外資規制と外為法は、目的と手段の両方に違いがあり、両法があることに意義がある。
  - 情報通信インフラを守る経済安保の観点から、NTT法は重要。外為法の投資規制は、外国投資家が対象であり日本の投 資家に適用はない。また規制の強化は経済活動を阻害しうる。**外為法と個別法の両方が必要ではないか**。(渡井委員)
  - 投資家に対して個別審査を課す外為法が、組織に対して数値に基づく定量的な規制を課す個別法を代替す るのは難しい。(山本委員、渡井委員)
  - 外為法の事前審査でNTT法と**同様の外資等規制が実現できる保証はなく、**NTT法の外資等規制には**一定 の合理性**がある。当該規制を**廃止することについては、慎重に議論する必要**がある。(田島弁護士・西川弁護士)
  - ▶ 居住を基準に外国投資家を判断する外為法では捕捉しきれない事例についても、国籍を基準に判断する NTT法は制限できる。(田島弁護士・西川弁護士)
  - NTTが公社から承継した電柱・管路等の設備は、「特別な資産」であり、外資から保護する必要がある。 (KDDI、ケーブルテレビ連盟)
- 仮に、NTT法における外資規制を撤廃するのであれば、それまでに代替する措置について検討して いく必要がある。
  - 外為法の強化が必要。他の通信事業者や他分野の重要インフラも含め産業全体で対応すべき。(NTT)
  - NTT法の外資規制を見直す場合、保護法益も考慮しつつ、他の法律も含め、どのような枠組みにするかを検討す べき。(渡井委員)
- **外国人役員規制**については、他の事業の例も参考にしつつ、**緩和していくことが考えられる**。
  - 仮に役員規制を緩和しても、**出資規制の維持・強化により**、外資ファンドのアクティビストが**外国人役員の選任 について圧力をかけてくるような事態を防げる**のではないか。(林委員)
  - 外国人投資家を背景とした外国人役員の存在は、**一定割合までであれば**、取締役会の議論を活性化させ、 延いては**会社経営の安定に資する**。(田島弁護士・西川弁護士)

視点